

令和7年度 南部医療センター・こども医療センター 広告掲出取扱契約書（案）

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター（以下、「甲」という。）と●●●●（以下、「乙」という。）とは、甲が沖縄県病院事業局広告実施要綱に基づいて行う広告掲出取扱事業（以下、「広告事業」）について、次の条項により契約を締結する。

（広告事業の内容）

- 第一条** 甲は乙に対し、甲が保有する広告掲出可能なスペース（以下、「広告媒体」という。）を提供し、乙はそれに広告掲出希望者（以下、「広告主」という。）が希望する内容の広告を掲出することで、これに伴う広告掲出料を広告主より徴収する。
- 2** 甲は前項の対価として、乙が広告主より徴収した広告掲出料の一部を受け取る。
- 3** 乙は広告主より徴収した広告掲出料の一部を甲に支払う他、甲に対し広告媒体や運用方法等の企画提案を行う。
- 4** 甲乙は広告事業を行うにあたって、この契約書のほか、「沖縄県病院事業局広告事業実施要綱」（以下、「要綱」という。）並びに「沖縄県病院事業局実施基準」（以下、「基準」という。）、「南部医療センター・こども医療センター病院広告事業実施要領」（以下、「要領」という。）に定めるところに従い業務を行わなければならない。

（契約期間）

第二条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（広告媒体及び掲出料）

第三条 甲における広告標準媒体、及び媒体ごとの標準広告掲出料は以下のとおりとする。

広告媒体 (掲出箇所)	広告掲示 サイズ (mm)	月額掲出料 (税別)	掲出企業 上限数
ベンチ広告 (1F 総合、1F・2F 成人外来待合室内椅子)	W300×H150	2,000 円	3 社
ポスター広告 (小児受付横の掲示板)	W590×H420	2,000 円	2 社
ステッカー柱広告 (成人総合受付脇柱)	W900×H1200	15,000 円	3 社
エレベータ広告 (エレベータ内部及びその周辺)	W150×H120	30,000 円	2 社
案内ディスプレイ (1F 成人・小児総合受付)	W950×H540	8,000 円	15 社
広告掲示スペース (小児総合受付脇壁面)	W1820×H1820	20,000 円	2 社
自動精算機ステッカー (成人・小児自動精算機上部)	W800×H600	10,000 円	3 社

- 2** 広告主が6ヶ月以上12ヶ月未満継続して広告を掲出する場合、上記金額は10分の5を乗じて得た額を控除した額とし、12ヶ月以上継続して広告を掲出する場合は10分の1を乗じて得た額を控除した額とする。

なお、個別の案件につき上記標準広告掲出料に変動があった場合、乙は甲に速やかにその事を報告し、最終的な広告掲出料は甲乙協議の上決定することとする。

- 3** 取引に掛る消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもの

で、100分の10を乗じて得た額である。

- 4 契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、改正後の税率により定めるものとする。
- 5 前項に定めのない広告媒体、及びそれらの掲出料に関しては、甲乙協議の上、決定することとする。

(掲出物の申請)

第四条 乙は甲に対し、掲出に先立ってその内容等につき申請をし、掲出の承認を得なければならない。

- 2 乙は前項の申請にあたって、乙並びに広告主との間で交わされた、掲出期間、掲出場所、契約金額が明記された契約書の写しを参考資料として添付しなければならない。但し、申請時、未だ契約を交わしていない場合はその限りではない。
- 3 前項但し書きの場合、乙は乙並びに広告主との間で契約が交わされた後、速やかに前項の項目が明記された契約書の写しを参考資料として甲に提出しなければならない。なお契約後、掲出期間、掲出場所、契約金額が変更になった場合には、速やかに甲に報告し、承認を得るものとする。

(掲出物の審査及び修正)

第五条 甲は乙から申請があった場合、関係書類を審査し、速やかに掲出の可否を決定しなければならない。掲出物はその内容等につき、掲出前に甲の承認を得なければ掲出することができない。

- 2 乙は甲より掲出物に関する修正等の指示を受けた場合には、これに速やかに従わなければならない。
- 3 乙は既に掲出されている掲出物の内容を変更する場合、変更後、その内容等につき再度甲の承認を得なければならない。
- 4 前2項に加え、要領第10条第1項並びに第2項に準ずる。

(掲出の方法)

第六条 実際の掲出にあたって、乙は甲の業務に支障を来さない様配慮をし、その指示に従わなければならない。

- 2 乙は再利用可能な広告媒体に関して、後日再度その広告媒体を使用することに支障がないような掲出方法を選択しなければならない。

(掲出物の撤去)

第七条 前条第2項に定める修正等の指示に対し、乙がこれに従わない場合、甲は乙の許可なく掲出物の撤去をすることができる。

- 2 乙は広告の掲出期間終了時に原則として原状回復を行う。ただし、甲と協議のうえ承認を得た場合はこの限りではない。

(掲出物の確認)

第八条 甲は掲出時並びに撤去時にその現場に立ち会い、状態を確認する義務を負う。

- 2 乙は掲出物について月に一度現場にて現状の確認を行うものとする。
- 3 甲は掲出物の内容変更がなされた場合は乙に速やかに報告・連絡を行うこととする。

(広告掲出料の支払い方法)

第九条 乙は広告主より徴収した広告掲出料のうち、●●を甲に対して支払うものとする。

- 2 乙は前項に定める金額を、広告の掲出期間が終了した月の翌月末日までに、甲が発行する請求書により指定金融機関に納入しなければならない。
- 3 甲は、乙が前項の支払期日までに広告料を支払わない場合は、当該未払金につき、前項に規定する支払期限の日の翌日から支払の日までの日数に応じて、年率 14.5 パーセントの延滞金の支払いを請求することができる。なお、支払が確認されるまでの間、当該広告媒体に関しては広告の掲出を停止することができる。

(費用の負担)

第十条 広告の掲出及び取り外し等、広告に関する維持管理は乙の責任においてすることとし、これに伴う費用は乙が負担するものとする。

但し、当事項に定めのない理由や、甲の都合により掲出物を再作成する場合の費用負担については、甲乙協議の上決定することとする。

(再委託等の禁止)

第十一条 乙は、この契約に係る業務の一部又は全てについて他に委託してはならない。

但し、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。

(契約内容の変更等による損害の負担)

第十二条 甲又は乙が契約の相手方に対して、契約内容の変更又は中止の申請を行った場合に生ずる損害の負担については、甲乙協議のうえ決定する。

(第三者との紛争の処理)

第十三条 掲出した広告内容等により、第三者との間に紛争が生じた場合においては、乙および広告主が、その責任及び負担において紛争解決にあたるものとする。

(契約の解除)

第十四条 甲は次の各号いずれかに該当するときは、書面によりこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が契約期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が着手期日を過ぎても着手しないとき。
- (3) 乙がこの契約及び要領に違反したとき。

- 2 前項に加え、要領第 11 条に準ずる。

(暴力団等の排除)

第十五条 甲は、次項第1号の意見を聞いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明したときは、契約を解除するものとする。

(1) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第2条1号に規定する暴力団

(2) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第2条2号に規定する暴力団員

2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

3 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(管轄裁判所)

第十六条 この契約について訴訟等が生じたときは、沖縄県庁の所在地を管轄区域とする那覇地方裁判所を第一審の裁判所とする。

(守秘義務)

第十七条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に対して漏らし、又は利用してはならない。この契約の終了後又は解除後も同様とする。

(協議事項)

第十八条 この契約書に定めのない事項で約定の必要があるとき、または、この契約に関して疑義のあるときは、甲乙協議のうえ決定することとする。

上記の契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和7年4月1日

甲 沖縄県島尻郡南風原町字新川 118-1
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
病院長

乙